

## 災害対策基本法による災害、防災会議等について

### 1 災害とは

#### 災害対策基本法第2条第1項第1号（定義）

「1 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象（※1）又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（※2）により生ずる被害をいう。」

（※1）「その他の異常な自然現象」とは

冷害、干害、ひょう害、霜害、旋風（急にできた低気圧の中心に、周囲から渦巻きのように吹いてくる激しい風。つむじ風のこと。）、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地の沈降等がふくまれる。

（※2）「政令で定める原因」とは

施行令第1条で放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故を想定している。その他大規模な事故としては、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等が考えられる。

### 2 防災会議とは

#### ○災害対策基本法第16条第1項（市町村防災会議）

「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。」

#### ○同法同条第5項

「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。」

(1) 市町村防災会議は、地方自治法第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）第3項に規定する市町村の附属機関であるが、単なる調査等を行う諮問機関でなく、防災計画の作成及びその実施の推進等の実施機関としての性格を有している。

そのため、同法第202条の3（附属機関の職務権限・組織等）第2項の規定により、会長、委員、専門委員及び幹事は非常勤であり、また同法第3項の規定によりその庶務は市町村長がその部内の職員をしてつかさどらせるものである。

(2) 防災会議の組織及び所掌事務に関する米子市の条例は、資料5のとおり

3 災害対策本部とは

○災害対策基本法第23条第1項（災害対策本部）

「都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。」

○同法同条第2項

「災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。」

○同法同条第3項

「災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員（※3）のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。」

○同法同条第4項

「災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。」

(1) 災害対策本部は、都道府県及び市町村の地域内に、相当規模の災害が発生したときに、防災活動を強力に推進するための組織として設けられているものである。

(2) 地方防災会議と災害対策本部の関係は、『地方防災会議が平時を中心とした防災に関する総合的な調整機関であり、静的な組織』であるのに対し、『災害対策本部は、災害時に地方公共団体が、部内各組織を挙げて、機動的に防災活動をするための動的な組織』である。

災害時には、地方防災会議の会長である知事又は市町村長が、災害対策本部を活動の中心として防災会議を運営することになる。

(※3) 「都道府県又は市町村の職員」とは

都道府県知事又は市町村長の部内の職員に限らず、都道府県警察の職員、教育委員会の職員、選挙管理委員会の職員等すべてを指すものである。

また、ここでいう「職員」には、非常勤の職員も含まれる。したがって、非常勤の職員たる消防団員も災害対策本部の職員に任命することができる。

#### 4. 地域防災計画とは

##### ○災害対策基本法第42条第1項（市町村地域防災計画）

「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災事業計画又は当該市を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」

##### ○同法同条第2項

「市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 当該市町村の地域に係る防災施設（※4）の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達（※5）、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 3 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 4 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

##### ○同法同条第3項

「市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。」

- (1) 市町村地域防災会議は、防災業務計画、都道府県地域防災計画と一体となすものであり、相互が有機的に作用してはじめて、防災行政は効果的に推進される。したがって、防災業務計画、市の属する都道府県地域防災計画の内容と抵触しないことが必要である。

##### (※4) 「防災施設」とは

公共土木施設（堤防、防災ダム等）及び公共施設（かんがい排水施設、水門等）で防災に関係のあるものをいう。

##### (※5) 「災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」に関する事項とは

第56条に基づく市町村長の警報の伝達及び警告に関する事項で、内容としては、発令基準、伝達の手段方法等を定めるものである。